

## ・費用の算定

費用便益分析では、当該事業の事業費及び維持管理費を費用とする。

また、事業の実施によって失われる財や原料の価格を費用とするため、社会経済的にみて、単なる移転となる消費税はこれを控除して計算価格とする。

なお、算定した費用は基準年度における名目価格に統一する必要がある。

### 1) 事業費

当該事業の事業費であり、本工事費、用地費、補償費のすべてを含む。

### 2) 維持管理費

維持管理費は、改良費、運営費及び維持修繕費とする。

#### 改良費

水門等機械類の更新に係る費用は、その必要額を適切に計上する。

#### 運営費

海水浴場等を設ける際に、養浜や海浜清掃が必要な場合にはその費用を運営費として計上する。

#### 維持修繕費

海岸保全施設の維持・点検に必要となる経費を維持修繕費として計上する。

### 3) 税の取り扱い

費用便益分析で扱う費用は、各種費用から消費税を控除した値を用いる。消費税が含まれる費用から消費税を除く式は、以下のとおりである。

費用の実質値  $C = (\text{消費税を含む建設費、維持費 } C_0) \div (1 + \text{消費税率 } a)$

消費税率  $a = 0\%$  : ~1989年3月31日

3% : 1989年4月1日~1997年3月31日

5% : 1997年4月1日~現在